

令和5年度

定期監査結果報告書

令和6年2月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 6 年 2 月

備前市監査委員 小野田 隼也
同 土 器 豊

目 次

ページ

定期監査結果報告

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	1
第 5	監査の主な実施内容	1
第 6	監査の実施場所及び日程	1
第 7	監査の報告基準	2
1	監査結果の処理区分	2
2	報告等の表現方法	3
第 8	監査の結果	3
1	監査の実施状況	3
2	監査の結果の概要	4
3	指摘事項	5
(1)	法令等に違反していると認められるもの	5
4	指導事項	8
(1)	法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	8

定期監査結果報告添付意見

1	意見に至る経緯	11
2	監査委員の意見	11

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「―」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

市長公室	秘書課、広聴広報課、行財政改革課
総合政策部	企画課、ふるさと納税課、事業推進課、デジタル推進課 図書館事業推進課
総務部	総務課、財政課、契約管財課、税務課
市民生活部	環境課
保健福祉部	社会福祉課、こども家庭課
日本遺産・観光部	観光振興課、備前焼振興課、日本遺産課
産業部	農政水産課、産業振興課
都市整備部	上下水道課
日生総合支所管理課	
教育振興部	教育総務課、幼児教育課
社会教育部	地域教育課、図書館活動課
国際教育推進部	国際教育課

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第5 監査の主な実施内容

実査、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部局・部署		実施場所
令和5年11月7日（火）	市長公室	広聴広報課	備前市役所
	保健福祉部	社会福祉課	〃
	総合政策部	事業推進課	〃
	総合政策部	デジタル推進課	〃

11月13日(月)	総務部	財政課	備前市役所
		税務課	〃
	産業部	農政水産課	〃
	総合政策部	ふるさと納税課	〃
	保健福祉部	こども家庭課	〃
	都市整備部	上下水道課	〃
	産業部	産業振興課	〃
11月16日(木)	日本遺産・観光部	観光振興課	備前市役所
		日本遺産課	〃
		備前焼振興課	〃
	市民生活部	環境課	〃
11月17日(金)	教育振興部	教育総務課	備前市役所
		幼児教育課	〃
	社会教育部	地域教育課	〃
	総合政策部	図書館事業推進課	〃
	社会教育部	図書館活動課	〃
	国際教育推進部	国際教育課	〃
	日生総合支所管理課		日生総合支所
11月24日(金)	総務部	総務課	備前市役所
		契約管財課	〃

秘書課、行財政改革課、企画課については、書面による監査を実施した。

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準(令和2年監査委員訓令第2号)において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第 20 条第 3 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第 8 監査の結果

1 監査の実施状況

令和 5 年度の監査対象として、12 部局、27 部署を選定し、令和 5 年 9 月 29 日から令和 6 年 2 月 8 日までの間、監査を実施した。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①備品管理の状況、②委託契約の状況、③私物電気製品の使用状況、④書籍・図録等の販売物の状況、⑤現金等の取扱状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。なお、秘書課、行財政改革課、企画課については、書面質問のみを実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、10 部署に対し、3 件の指摘、2 件の指導を行った（表 1 参照）。

表 1 過去 5 年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項 対象部署数	個別事項 計 (件)	個別事項のうち 指摘事項 (件)	個別事項のうち 指導事項 (件)
令和元年度	32	11	13	6	7
令和 2 年度	21	11	8	4	4
令和 3 年度	27	18	11	4	7
令和 4 年度	29	15	13	7	6
令和 5 年度	27	10	5	3	2

(注 1) 令和元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注 2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 3 件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 地方公営企業法施行令に規定する管理規程を制定していないことは、法令等に違反しているもの（上下水道課（水道事業会計） 5 ページ参照）
- イ 音楽の利用許諾契約について、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令等に違反しているもの（広聴広報課 6 ページ参照）
- ウ 随意契約を締結するにあたり見積書を徴していないことは、規則に違反しているもの（環境課 7 ページ参照）

【指導事項 2 件】

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明確なため、検査結果を公正に判定できないと認められるもの（社会福祉課、観光振興課、日生総合支所管理課、教育総務課 8・9 ページ参照）
- イ 職務遂行等の目的で職員等が購入し使用等している電気製品について、使用等に関するルール策定の検討する必要があるもの（契約管財課、日生総合支所管理課、地域教育課、図書館活動課 10 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 指摘事項

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 地方公営企業法施行令に規定する管理規程を制定していないことは、法令等に違反しているもの（上下水道課（水道事業会計））

市は、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を行っている。

地方公営企業法¹（昭和 27 年法律第 292 号）では、水道事業の管理者は、業務に関し管理規程を制定することができることとされている。

地方公営企業法施行令²（昭和 27 年政令第 403 号）では、随意契約しようとするときは、地方公営企業法施行令で定める額の範囲内で、管理規程で随意契約できる額を定めることとされている。

そこで、上下水道課が水道事業で随意契約を締結しているものについて、その根拠を確認したところ、市長が定めている備前市契約規則（平成 17 年規則第 47 号）を根拠としており、地方公営企業法施行令において随意契約の基準とされている管理規程は制定されていなかった。

したがって、地方公営企業法施行令で随意契約を締結する際に必要とされている管理規程を制定しないことは法令等に違反しており、是正する必要があると認められる。

¹ 地方公営企業法第 10 条

² 地方公営企業法施行令第 21 条の 14

イ 音楽の利用許諾契約について、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令等に違反しているもの（広聴広報課）

地方自治法³（昭和 22 年法律第 67 号）によると、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされている。また、普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わり、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（以下「会計年度独立の原則」という。）とされており、会計年度独立の原則の例外として、次年度以降の支出を伴う契約を締結する場合には、継続費、繰越明許費、債務負担行為のいずれかを予算として定めておくこと（以下「予算の定め」という。）とされている。

そこで、広聴広報課が令和 4 年 8 月 15 日に締結した音楽の利用許諾契約について確認したところ、予算の定めがないにもかかわらず、受託者が市の委託を受けて制作する自主放送番組で使用する音楽に係る著作権料について、契約書に毎年 2 月末日までに市又は相手方が廃止の意思を相手側に伝えない限り、次年度においても本契約は継続するとういう条項（以下「自動更新条項」という。）を設けていた。

したがって、同課が契約事務を行うにあたり、予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは、法令等に違反していると認められる。

このような事態が生じたのは、自動更新条項を含む契約の締結は、翌年度以降の支出を伴う契約を締結する行為であり、これを行うためには、契約を締結する際に翌年度以降の予算の定めがなければならないという認識が欠けていたことによるものと認められる。

³ 地方自治法第 208 条、第 212 条、第 213 条、第 214 条及び第 232 条の 3

ウ 随意契約を締結するにあたり見積書を徴していないことは、規則に違反しているもの（環境課）

備前市契約規則⁴（平成 17 年規則第 47 号）では、随意契約を行おうとするときは、国又は他の地方公共団体と直接に契約をするときなどの場合を除き、見積書を徴さなければならないとされている。

そこで、環境課が令和 5 年 5 月 1 日に締結した産業廃棄物汚泥収集運搬業務委託について確認したところ、契約を締結するにあたり、受託者から見積書を徴していなかった。

したがって、随意契約を締結するにあたり見積書を徴していないことは規則に違反しており、是正する必要があると認められる。

⁴ 備前市契約規則第 27 条

4 指導事項

(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明確なため、検査結果を公正に判定できないと認められるもの（社会福祉課、観光振興課、日生総合支所管理課、教育総務課）

地方自治法⁵（昭和 22 年法律第 67 号）によると、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査（以下「完了検査」という。）をしなければならないとされている。

地方自治法施行令⁶によると、完了検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

備前市契約規則⁷（平成 17 年規則第 47 号）では、委託契約を締結した際に、相手方が契約の給付を完了したときは完了検査を行わなければならないと、完了検査は、契約書（請書及び見積書を含む。）、設計書、図面、仕様書その他の関係書類（以下「仕様書等」という。）と対比してその結果を公正に判定しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が令和 4 年度に随意契約により契約を締結しているものを監査したところ、仕様書等に定められた委託内容が不明確であることにより検査結果を公正に判定できないものが 7 件、計 1,915,400 円見受けられた（表 2 参照）。

その事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 1>

観光振興課は、令和 4 年 4 月 1 日に、特別史跡旧閑谷学校バス駐車場維持管理業務委託契約を 498,960 円で随意契約により締結している。その仕様書等を定めたものを確認すると、作業内容は一般的なトイレ清掃、トイレと駐車場のごみ処理などとされており、トイレ清掃の内容について、詳細な記載がなかった。そして、受託者から提出された閑谷学校駐車場トイレ管理業務日誌の確認をもって完了検査を行い、委託業務は契約どおり完了したとして令和 5 年 3 月 31 日付けで委託業務完了確認書を作成していた。

⁵ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項

⁶ 地方自治法施行令第 167 条の 15 第 2 項

⁷ 備前市契約規則第 100 条及び第 102 条

<事例2>

教育総務課は、令和4年9月5日に、片上小学校法面草刈業務委託契約を291,500円で随意契約により締結している。その際に、草刈りを行う範囲などを明確に記載したものはなかった。そして、受託者から提出を受けた完成写真や現場の確認をもって完了検査を行い、委託業務が完了したとしていた。

したがって、完了検査を行う際に必要な仕様書等に、業務委託の内容が明確、詳細に示されていないことにより、完了検査の結果が公正に判定できないことは、適切ではないと認められる。

表2 仕様書等に定められた委託内容が不明確と認められるもの

部署名	契約名	R4支出済額 (円)	委託内容
社会福祉課	備前市要約筆記奉仕員等養成・研修事業委託	250,000	要約筆記奉仕員の養成・研修
社会福祉課	備前市手話奉仕員養成事業(入門編)委託	257,940	手話奉仕員の養成
観光振興課	特別史跡旧閑谷学校バス駐車場維持管理業務委託	498,960	特別史跡旧閑谷学校バス駐車場(便所・駐車場)の維持管理
日生総合支所管理課	大多府観光施設清掃管理委託	180,000	観光施設(加子番所ほか)の清掃
日生総合支所管理課	大多府観光施設清掃管理委託	140,000	観光施設(宮の下海水浴場公衆トイレほか)の清掃
日生総合支所管理課	日生駅前観光トイレ清掃業務委託	297,000	観光トイレの清掃
教育総務課	片上小学校法面草刈業務委託	291,500	片上小学校の急傾斜地の草刈業務委託
計		1,915,400	

イ 職務遂行等の目的で職員等が購入し使用等している電気製品について、使用等に関するルールの策定を検討する必要があるもの（契約管財課、日生総合支所管理課、地域教育課、図書館活動課）

市の庁舎、各種施設等については、備前市庁舎管理規則（平成 17 年規則第 6 号）、備前市行政組織規則（平成 17 年規則第 4 号）、各種施設に係る各種の規定により、管理の原則と、管理についての事務分掌等が定められている。

しかし、職員等が購入した電気製品（以下「私物電気製品」という。）を、市の庁舎、各種施設等で職務遂行等の目的で利用・使用する際の手続等は、現在、公表されている例規集には掲載されていない。

そこで、市の庁舎、各種施設等での私物電気製品の使用等の状況について、監査対象部署を調査したところ、表 3 のとおりとなっていた。

表 3 私物電気製品の使用等の状況

製品名	設置個数
電子レンジ	15
電気ポット	15
携帯充電器	9
PC ディスプレイ	6
冷蔵庫	6
サーキュレーター	4
コーヒーマーカー	2
卓上ライト	1
パソコン	1
卓上扇風機	1
オーブントースター	1
加湿器	1
スピーカー	1
計	63

※令和 5 年 9 月時点

このように、市の庁舎、各種施設等で私物電気製品を使用等している状況ではあるが、使用等に際しての規定等が無いため、私物電気製品を使用等することの可否等については、個々の職員の判断にゆだねられている状況である。

したがって、市は私物電気製品の庁舎内での状況調査を行い、施設の管理者として、私物電気製品を使用する必要性、効率性を確認し、私物電気製品の使用等のルールを策定することを検討する必要があると認められる。

定期監査結果報告添付意見

1 意見に至る経緯

監査委員は、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度を勘案するなどした上で、監査対象を抽出して監査を実施している。令和5年度定期監査は、令和5年9月14日に重点監査事項を決定し、この重点監査事項に係る事務等が、有効性、効率性、経済性及び合規制等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査したところ、次のような状況が見受けられた。

市が行う契約事務について、法令で必要とされている市の規程が制定されていないもの、契約条項に、予算の裏付けがない状態で後年度における契約の継続を約束するいわゆる契約の自動更新条項を設けていたもの、見積書を徴しないまま契約を締結しているもの、委託契約の書類上で市が委託する内容が不明確なことから検査結果を公正に判定できないものが見受けられた。

また、職員等が購入し、職務遂行等の目的で市の庁舎、各種施設等において利用・使用している電気製品について、定まった手続等がない状況であることが見受けられた。

2 監査委員の意見

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのため、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとられることなく、組織全体のリスクを把握する体制を整えるとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたっては、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとするよう改善することが重要である。

ついては、監査委員は、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 市の事務について、法令等の根拠を確認することなく前例踏襲により事務を執行しているものが見受けられた。法令等は改正によりその内容等が変わり得るものであるため、事務の執行にあたっては、前例踏襲によることなく、都度、法令等の根拠を再確認することが必要である。

特に水道事業、下水道事業、病院事業については、地方自治法を基本とし、地方公営企業法がその特例を定め、さらに市において各事業により必要な規程を定めているなど法体系が複雑になっていることから、注意が必要である。

- (2) 市は、契約事務の執行にあたり、契約の相手方から提示された契約書案等を基に契約書を作成することがあるが、その際にも、契約条項を確認し、必要な修正等を行った上で契約を締結する必要がある。
- (3) 事務の省力化は必要なことであるが、市の事務は、各種法令等の規定に基づいて執行しなければならない。事務を省力化するために事務を省略等しようとする場合

は、法令等の根拠を確認しながら検討することが必要である。

- (4) 市は、契約事務の執行にあたり、契約相手方に市が意図する内容を十分示した上で契約を締結しなければ、市と契約相手方の認識に齟齬が生じ、契約目的が達成できない又は不十分となる可能性がある。このため、見積書を徴する際には、市の意図する内容をできるだけ詳細に、後日参照が可能な書面等により提示しておくことが必要である。
- (5) 持ち込まれた経緯等が不明なものや、職員が所有している私物電気製品が、庁舎内等でなんらかの事故を起こした場合の責任負担が明確になっていない。市は、リスクを踏まえて、私物電気製品の庁舎等での使用等に際してのルールを策定することを検討する必要がある。なお、スマートフォン、タブレット及びパソコンについては、機器の性能向上が著しい現在においては、今までに想定していないセキュリティリスクとなる可能性があるため、併せてルールを策定することを検討する必要がある。